

## 第 2 部

# 環境の保全及び創造に 関する施策・取組

## 第1章 健やかな自然環境の保全と創造

## 第1節 健全な水循環の確保・水環境の保全

第四次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
公共用水域の環境基準達成率（％） （BOD又はCOD）		公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質汚濁の状況を示す指標です。				
実績値の推移						
項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
青 森 県	94.0	92.0	86.0	93.1	85.1	
全 国	87.6	87.8	88.2	88.6	87.3	

資料：県環境保全課

指標名（単位）		指標の説明				
十和田湖の水質〔COD年間平均値〕（mg/L）		十和田湖の水質環境基準点における年間平均値であり、湖水の清澄さを示す指標です。				
実績値の推移						
項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
十 和 田 湖	1.3	1.4	1.2	1.3	1.4	
全 国 平 均	3.4	3.4	3.3	3.3	2.9	
全 国 順 位	16	24	13	14	21	
全国の対象湖沼数	184	184	188	188	187	
東北六県平均	2.7	3.2	2.7	2.7	2.8	
東北順位	6	6	5	5	8	
東北の対象湖沼数	51	51	51	51	50	

資料：県環境保全課

指標名（単位）		指標の説明				
十和田湖の水質〔透明度〕（m）		十和田湖の水質の清澄さを示す指標です。				
実績値の推移						
項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
十 和 田 湖	9.9	10.6	10.1	9.2	10.5	

資料：県環境保全課

指標名（単位）		指標の説明				
汚水処理人口普及率（％）		県全体の行政人口に対する、下水道・農業集落排水・漁業集落排水・合併浄化槽等の各事業による処理人口の合計の割合です。				
実績値の推移						
項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
青 森 県	71.6	73.0	73.9	75.2	76.4	
全 国	※ 86.9	※※ 87.6	※※※ 88.1	※※※ 88.9	※※※ 89.5	
全 国 順 位	※ 37	※※ 38	※※※ 39	※※※ 40	※※※ 40	
東北六県	※ 79.1	※※ 83.0	※※※ 82.5	※※※ 83.4	※※※ 84.3	
東北順位	※ 3	※※ 4	※※※ 5	※※※ 5	※※※ 5	

※東日本大震災により平成22年度は岩手県、宮城県、福島県を除く。

※※東日本大震災により平成23年度は岩手県、福島県を除く。

※※※東日本大震災により平成24・25・26年度は福島県を除く。

資料：県都市計画課

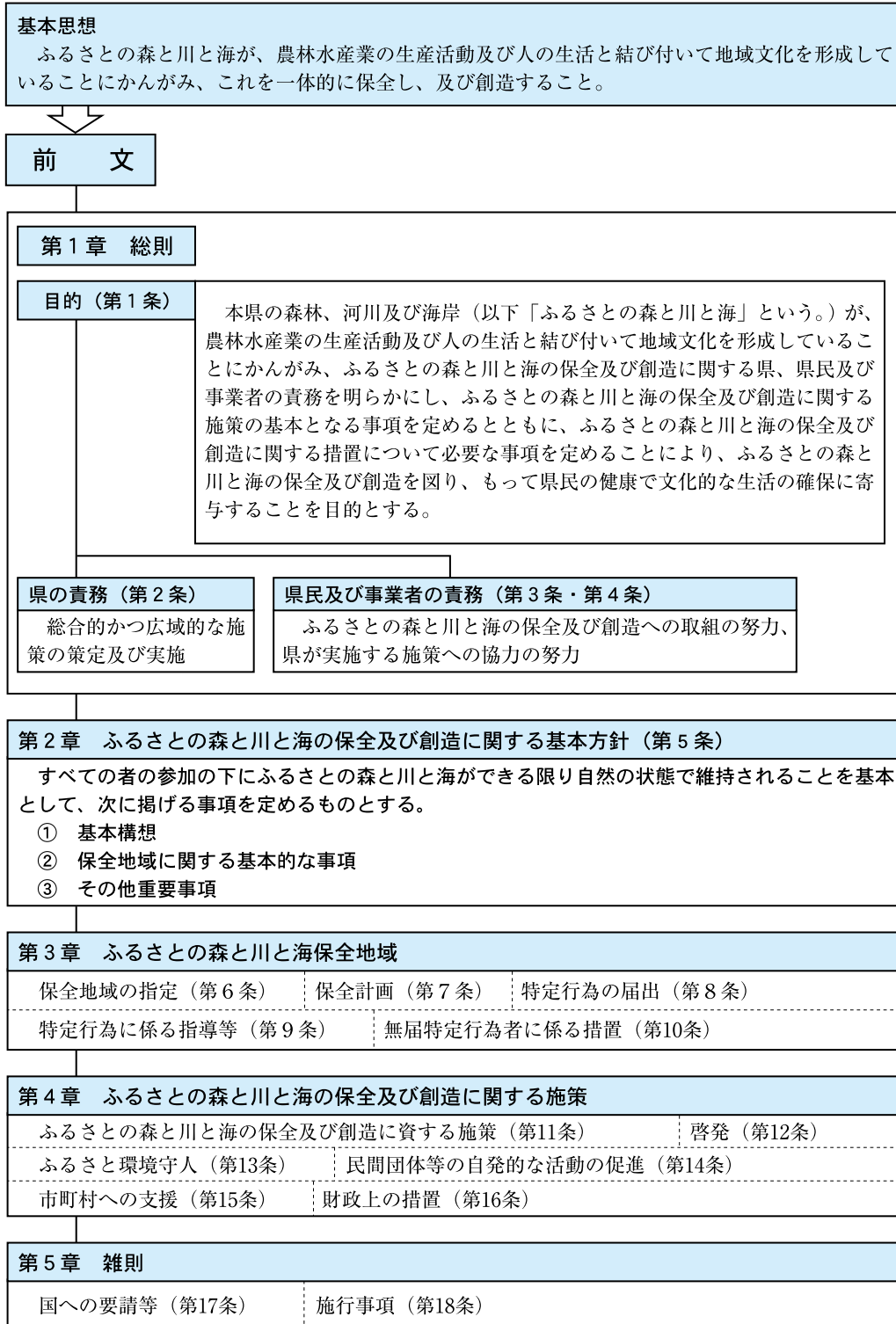
## 1 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本県では、地域に根ざした生活と文化の源である森と川と海の密接なつながりを踏まえ、これを一体のものとして保全し、創造するため、平成13年12月に「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、森林、河川及び海岸を農林水産業の生産活動や人の生活と結び付いて地域文化を形成する基盤として位置付け、これを「ふるさとの森と川と海」として一体的に保全、創造しようとするものです。

このため、ふるさとの森と川と海がすべての人の参加の下にできる限り自然の状態で維持されることを基本とし、総合的に施策を推進します（図2-1-1）。

図2-1-1 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の体系



資料：県河川砂防課

条例では「保全」と「創造」を次のように位置付けています。

「保全」：現存するふるさとの森と川と海の自然を適正に維持することです。

また、適切に手を加えることによって自然の状態が維持されることもあるため、人為的に破壊され、又は自然災害により損傷を受けたふる

さとの森と川と海の修復等の維持管理行為を含むものです。

「創造」：ふるさとの森と川と海をより豊かにし、より豊かに感じられるように積極的に整備することです。ただし、元々そこにはない状態を創り出すことではなく、過去を考察しながら本来あるべき姿に再生するなど現在のふるさとの森と川と海

をより良い新たな状態にすることです。

条例に係る主な施策は次のとおりです。

◆保全地域の指定及び保全計画の策定

自然環境がすぐれた状態を維持している森林、河川及び海岸の区域のうち、特に重要な区域を保全地域として指定します。

当該区域では、特定行為を届出してもらい、指導等により保全上適切な方向への指導を図ります。

また、保全地域の保全を一層促進するために保全計画を策定します。

◆森と川と海の一体的な保全・創造施策の推進

◇森林の適正な維持・管理を推進します。

- ・ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽
- ・森林の適正な間伐や保育の推進
- ・保安林の指定の推進

◇自然豊かな川づくりや海岸づくりを推進します。

- ・地域の環境特性に配慮した多自然川づくりや海岸づくりを実施
- ・自然再生事業への取組

◇人と自然との豊かなふれあいの確保を図ります。

- ・特に次世代を担う子どもたちが自然とふれあい、遊び、体験ができる場の創出

◆啓発

森と川と海のつながりや人の生活との関わり等への関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、教育用の資料の提供などを行います。

◆ふるさと環境守人の委嘱

ふるさと環境守人による巡視・啓発活動を実施します。

◆民間団体等の活動を促進

県民、NPO法人その他の民間団体等の活動が促進されるような措置を講じます。

県として上記施策を推進するとともに、次のとおり森・川・海に関わる国の関係機関等とも連携して施策に取り組むことにより、彩りある美しく安全な県土の実現を目指しています。

◇林野庁東北森林管理局青森分局、国土交通省東北地方整備局及び水産庁増殖水産部と県の4者で「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する覚書」を締結（平成14年9月）

◇北海道・北東北知事サミットで北東北3県が「ふるさとの森と川と海」を守るという共通理念に立って連携して取り組むことで合意（平成14年8月）  
3県が森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例を整備し、取組を行っています。

◆ふるさとの森と川と海保全地域の指定及び保全に関する計画の公表

- ・大畑川流域（平成16年11月29日）
- ・五戸川流域（平成18年3月1日）
- ・奥入瀬川流域（平成18年8月23日）
- ・追良瀬川流域（平成18年10月25日）
- ・赤石川流域（平成19年1月26日）
- ・川内川流域（平成19年3月16日）
- ・高瀬川流域（平成19年10月26日）
- ・馬淵川流域（平成20年3月31日）
- ・新井田川流域（平成20年3月31日）
- ・岩木川流域（平成21年3月13日）

## 2 青森の水健全化プログラム

このプログラムは、本県が我が国においてもすぐれた「水環境」を基盤として持続可能な豊かな県となるために、その基となる「水循環系」の健全化を推進する上で必要な方策をとりまとめたものです。

すぐれた水環境が確保されることによって、青森県に関わる人々の暮らしが安全で安心なものとなり、その営みから生み出されるものによって本県が豊かになっていくことが期待されます。

### <位置付け>

「青森の水健全化プログラム」は、県の水循環に関する基本的考え方を示すものであり、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」との連携の下、水循環の健全化のための取組の推進を図っていきます（図2-1-2）。

### <プログラムの理念>

水と人との良好な関係に基づく、水と人との好循環こそが、持続可能な水健全化を維持するためのプログラムの理念と考え、「青森の水健全化プログラム」における理念として、「いい水、いい人、いい青森水と人の循環社会」を掲げています。

### <取組の基本方針>

取組の方向性として、「いい水づくり」と「いい人づくり」の2つを掲げており、いい水づくりでは「豊かな水」及び「きれいな水」、いい人づくりでは「水を大切に使う心」「水を汚さない心を養っていくことを目指していきます。

方針1 人から想われる「いい水」をつくります。  
方針2 水を想う心をもつ「いい人」をつくります。

<いい水づくり>

① 豊かな水づくり

- ・適正な水の利用のため、下水処理水などの再利用、事業所排水の循環利用、節水の啓発・行動等、水資源の有効利用を促進していきます。
- ・森林の保全・利用のため、ヒバやブナ等郷土樹種による森林づくり、県産材の利用促進等を進めていきます。
- ・環境に配慮した河川・水路の整備・保全を進めていきます。
- ・水害に強い地域づくりを進めていきます。
- ・雨水の貯留浸透施設の普及・利用、浸透域の確保・保全を進めていきます。

② きれいな水づくり

- ・水質汚濁規制・指導・遵守、生活排水対策の普及・啓発・行動、清掃活動の実施・指導・参加を進めていきます。
- ・下水道の整備、接続、浄化槽の普及・設置、集落排水処理施設の整備等を進めていきます。
- ・家畜排せつ物の適正管理指導、処理施設の整備、有効利用技術の研究開発を進めていきます。

- ・農薬や化学肥料を減じた農業生産の推進・研究開発等を進めていきます。
- ・りんごかす、ホタテ貝殻、未利用の木質資源等を用いた循環型の資源開発を進めていきます。

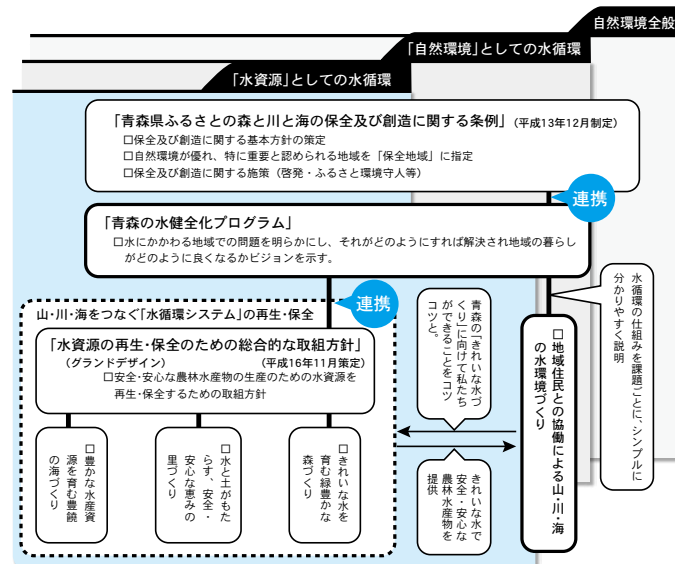
<いい人づくり>

- ・親水空間の創造・保全を図ります。
- ・地域のリーダーの育成支援等を進めていきます。
- ・郷土愛・知識欲創出のための社会基盤づくり、地域活動の活性化等を進めていきます。
- ・環境教育活動の指導・実施・参画、家庭での環境教育等を進めていきます。
- ・水文化に関する情報の発信、水文化の保護・継承活動等を進めていきます。
- ・地元ブランドの創出・維持への支援等を進めていきます。
- ・先進的な活動の支援・活性化・参加等を進めていきます。

<推進方策>

インターネットによるネットワークを活用して、情報の発信に取り組んでいきます。

図 2-1-2 青森の水健全化プログラムの連携



資料：県河川砂防課

3 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全

本県では、県産農林水産物の生産から販売までを結びつけ、収益性のアップを図ることを基本に、消費者が求め、必要とする安全・安心な農林水産物やその加工品を売り込んでいくという振興策である「攻めの農林水産業」を推進しています。

こうした安全・安心で品質の良い農林水産物を生産するためには、何よりもその基礎となる「安全・安心な水資源」を確保することが不可欠です。

水資源は、山・川・海を循環することから、その再生・保全を効率的・効果的に進めるためには、山・川・海の水の流れを一体的な水循環システムとしてとらえ、「流域」を単位として、総合的・計画的に推進することが重要です。